

安来市危険物規制審査基準

安来市消防本部

(令和8年4月1日 改訂)

第21	譲渡又は引渡の届出	108
第22	品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出	109
第23	廃止の届出	110～111
第24	移送の経路等の通知	112～113
第25	危険物保安統括管理者の選任・解任の届出	114
第26	危険物保安監督者の選任・解任の届出	114～115
第27	予防規程の制定・変更の認可申請	116～124
第28	休止、再開の届出	125
第29	製造所等の設置者等変更の届出	125
第30	火気使用工事の届出	125
第31	災害発生の届出	126
第32	作業従事者の届出	126

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節 総則

第1	趣旨	127
第2	共通基準	127～162

第2節 製造所に係る技術上の基準

第1	製造所及び一般取扱所	163～178
----	------------	---------

第3節 貯蔵所に係る技術上の基準

第1	屋内貯蔵所	179～185
第2	屋外タンク貯蔵所	186～205
第3	屋内タンク貯蔵所	206
第4	地下タンク貯蔵所	207～222
第5	簡易タンク貯蔵所	223
第6	移動タンク貯蔵所	224～230
第7	屋外貯蔵所	231～233

第4節 取扱所に係る技術上の基準

第1	給油取扱所	234～277
第2	販売取扱所	278
第3	移送取扱所	279～288

第5節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1	消火設備	289～299
第2	警報設備	300～301
第3	避難設備	302

【別表】 変更の届出を要する工事及び変更の届出を要しない工事)

【資料】 屋外タンクに係る完成検査前検査について